

第50回 群馬県公共事業再評価委員会の開催について

社会経済情勢の変化等を踏まえ公共事業の必要性などを再評価します。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催します。

【開催概要】

1. 開催日時：令和4年10月14日(金) 13:30～
2. 開催場所：群馬県庁舎29階 第1特別会議室
3. 対象事業：県事業4箇所

| 区分 | 事業名 | 路河川名 | 事業場所 |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 道路 | 社会資本整備総合交付金事業 (道路改築) | (主) 桐生伊勢崎線 (阿左美大原工区) | 太田市 みどり市 |
| 道路 | 社会資本整備総合交付金事業 (道路改築) | (主) 太田大間々線 (新田藪塚工区) | 太田市 |
| 砂防 | 社会資本整備総合交付金事業 (火山砂防) | 利根川支川 大原沢 | みなかみ町 |
| ほ場 整備 | 県営農業競争力強化 農地整備事業 | 五箇谷地区 | 板倉町 |

4. 傍聴者定員：10名（先着順 ※傍聴者の受付は午後1時15分から）

【過去の実施状況】

公共事業の再評価は、その効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から開始しています。

今回で50回目の開催となり、これまでに、642件の公共事業に対して、意見を聴いています。

